

日 時：令和8年2月25日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、宍戸委員、新保委員、  
藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、  
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小笠原委員が御欠席です。

はじめに、この度2月1日付けで委員に就任されました、木田委員、藤村委員、新保委員、藤井委員から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、木田委員、よろしくお願ひいたします。

○木田委員 2月1日付けで個人情報保護委員会委員を拝命しました、木田俊昭と申します。前職では、総合商社で常勤監査役を4年間務めておりました。取締役会及び執行体によるコーポレートガバナンスの状況を監督する中で、重点監査テーマは毎年設けるものですが、ITガバナンス及び情報管理は、近年の注目点としており、関係部署とも緊密に連携しておりました。

それまでのキャリアですが、リスク管理、コンプライアンス統括、内部監査の各マネジメントにて、商社ビジネスを推進する中での機会とリスクのバランスに常に目配りしておりました。攻めと守りの機微は心得ているつもりですので、民間管理部門出身の視点を個人情報保護にも生かせればと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○戸梶総務課長 ありがとうございます。

つづきまして、藤村委員、お願ひいたします。

○藤村委員 2月1日付けで個人情報保護委員会委員を拝命いたしました、藤村明子と申します。前職では、NTT株式会社の研究所において、情報セキュリティやプライバシー保護に関する研究開発に従事してまいりました。

私自身は、法制度と、新たな技術によるイノベーションとの相互関係に長年関心を持ってまいりまして、その懸け橋としての役割を果たすべく、研究成果を社会実装へつなげる取組に力を入れてまいりました。その経験の中で、民間事業者の立場から、容易に解が定まらない課題と向き合うことも多々ございました。

現在のデジタル社会において、個人情報の保護と活用の両立の実現には、引き続き国内外の様々な関係者とのコミュニケーションを大切にし、対話と検討を重ねていく必要性を強く感じております。個人情報保護委員会には、社会の実情を的確に把握して、法の適正な運用を基に、分かりやすく、実効性の高い対応を提示することが広く期待されていると認識しております。委員として、公正性と中立性を重んじつつ職務に当たり、これからも個人情報保護法制の発展に力を尽くし、貢献できればと考えております。どうぞよろしく

お願いいたします。

○戸梶総務課長 ありがとうございます。

つづきまして、新保委員、お願いいたします。

○新保委員 2月1日付けで委員を拝命いたしました、新保史生と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

個人情報保護委員会は、個人情報及びマイナンバー（個人番号）について、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づいて、適正な取扱いの確保を図るということを任務としている独立性の高い機関です。政府から独立した立場で、公正かつ中立に監視・監督を行うことにより、官民を問わず個人情報保護において重要な役割を担っていることから、委員としてその職責の重さを深く認識しております。

とりわけ近年は、私の研究分野におきましても、AI、ロボットをはじめとして様々な新興技術が活用されるようになっておりますけれども、とりわけAI技術の急速な進展とグローバルなデータの流通の拡大によりまして、個人情報保護をめぐる環境は大きな転換期を迎えていると思います。諸外国におきましても、新たな規制の枠組みの整理、法制度の見直しのような取組が行われる中で、我が国におきましても、個人の権利利益の保護と情報の適正な利活用の両立を図るという取組が一層重要となっております。

昨今の新興技術の進展は、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしておりますけれども、一方で、個人情報の取扱いにおいて新たなリスクも生じております。そのような変化に的確に対応し、個人情報保護制度の運用を通じて、誰もが安心して新たな技術の恩恵を享受できる社会の実現にも貢献してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸梶総務課長 ありがとうございます。

つづきまして、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 2月1日付けで個人情報保護委員会委員に任命されました、藤井英治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前職では、ドライバーの眠気を予測し、覚醒を促すサービスの創出など、個人情報の取得と利活用を推進する立場と、取得・利活用及び情報管理が、ルールに基づいて行われているか監督する立場の両方を経験してまいりました。特に近年は、デジタル技術の進化により、個人情報などのデータ蓄積スピードは加速度的に速くなっており、これらのデータを用いたイノベーションが生み出されてきております。

個人情報を取得し、利活用する際に最も重要な視点は、イノベーションの恩恵を誰もが享受できることであると私は考えております。言い換えれば、安全・安心・快適なパーソナライズドなサービスを生み出さなければなりません。個人情報に関するリテラシーを私自身も高め、個人の権利を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、イノベーションを生み出すために有用であるとの視座で委員会に貢献していく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○戸梶総務課長 ありがとうございます。

次に、2月2日に「第2回個人情報保護政策に関する懇談会」が開催されましたので、懇談会会長の宍戸委員に、その内容について御報告をいただきたいと存じます。宍戸委員、よろしくお願いいたします。

○宍戸委員 お時間をいただき恐縮でございます。ただいま事務局より御紹介がありました、「個人情報保護政策に関する懇談会」につきましては、2月2日に、第2回の懇談会をこの場にて開催いたしました。手塚委員長にも御臨席いただきましたほか、委員又は事務局の方々にもオンラインで大変多く傍聴いただいたと承知をしております。御礼申し上げたいと思います。

この懇談会は、今年度より当委員会で始めた試みでございますけれども、その初年度につきましては、大枠のテーマといたしまして、「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とさせていただきます。昨年9月19日に開催した第1回懇談会におきましては、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」を議題として、意見交換などを行わせていただいたところでございます。

2月2日の第2回懇談会でございますが、先ほどの大枠のテーマについて、更に踏み込んだ議論をしていただくということを考えまして、具体的な議題を「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」と設定させていただきます。

冒頭、プレゼンテーションとしてお二方よりお話をいただきました。

まずは、株式会社野村総合研究所ICT・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャーであります小林慎太郎会員より、「プライバシーガバナンスの現状と課題」についてお話をいただきました。事業者のガバナンスのあり方と課題についてお話をいただいたところでございます。日本企業の実情に即したお話で大変勉強になったところです。

つづいて、NTT社会情報研究所主席研究員であります高橋克巳会員より、「プライバシーガバナンスとPETs」というテーマで、プライバシー強化技術、PETsの捉え方、PETsが社会や法にもたらす効用について分かりやすくお話をいただきました。

お二方の御発表の後、会員の皆様による意見交換が行われたところです。当日も様々な御発言がございましたが、当日、会合の終わりに、私から会長の立場で、総括として3点ほど整理させていただきます。

第1に、消費者の目線では、AIを含む現在のデジタルエコノミーとその中での個人情報の取扱いに対する不安がある中で、データの利活用と保護をトレードオフ、二律背反ではなく、両者を両立させていくという観点から、PETsへの期待、PETsへの理解を深めるための取組の必要性について、御指摘、御意見をいただきました。

第2に、事業者の目線では、個人情報の利用の是非の判断を的確に行い、原則に基づいて、しっかり個人の権利利益を保護しながらデータを利活用していくためにどうあるべきか、また、それを支えるルールがどうあるべきかについて、御指摘をいただき、議論をいただきました。

また、プライバシーガバナンスは、単独ではなく、コーポレートガバナンス、あるいは

企業のガバナンス全体の中で、情報セキュリティなど隣接するリスクへの対応も含めて、一体的・合理的になされる必要があるといった御指摘もいただいたところでございます。

第3に、「リスクベース型」のアプローチにP E T sをうまく組み込んでいくための制度のあり方について、期待される御意見が多かった一方で、中小企業、大学・学校、行政機関等、業種・業態ごとの違いも考慮していくべきではないかと御指摘をいただいたところでございます。

また、これまでも「リスクベース型」への転換とP E T sの法制度への組み込みといった議論はあったところでございますが、必ずしもうまくいっていないという厳しい御指摘もいただきました。その課題を分析しながら、懇談会のような場で引き続き議論を重ね、更に様々な御指摘などをいただきながら、懇談会が目指しております、まさしく中長期の検討を重ねていければと、私としては発言したところでございます。

さらに、個人情報保護法、個人情報保護委員会の取組、政府全体のデータ利活用戦略等についても御指摘をいただきました。これらについては、個人情報保護委員会として受け止めながら、更に有意義な議論を重ねさせていただければと思います。以上が、会長としてその場で整理をさせていただいたところでございます。

以上、御紹介いたしました第2回の懇談会の議論の内容については、適時に世の中に対して御紹介するといった観点から、正確な議事録の公表に先立ちまして、前回同様、まずは概要を分かりやすく取りまとめて、委員会ホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

この懇談会の今後についても、この場で御説明を差し上げたいと思います。

令和8年度の懇談会につきましては、大枠のテーマとして、個人情報保護政策の推進の基礎となります、ステークホルダー間の信頼関係に引き続き着目し、A I等の新技術や国際情勢の進展に的確に対応していくという観点から、具体的なテーマとして、「A I等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」と設定させていただくことといたしました。

その上で、次回第3回の懇談会は、本年9月頃に開催を予定しております。具体的なテーマといたしまして、「個人情報を扱うデジタルサービスの動向等」を議題といたしまして、本委員会の専門委員でもあられます石井夏生利会長代理にプレゼンテーションをいただき、会員の皆様と意見交換をしていただくということを考えております。委員、事務局の皆様におかれましても、御関心のある方は、是非傍聴していただければと思っております。今後とも、懇談会の開催の状況等につきましては、この委員会の場で御報告をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、今回、新しい取組でございますけれども、委員会事務局において、開催の準備等について大変な御尽力をいただいていることを、改めましてこの場で御礼申し上げます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○戸梶総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第350回個人情報保護委員会を開催いたします。本日の議題は二つです。

議題1「埼玉県所沢市における保有個人情報の取扱いについての個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 よろしくお願いたします。

まず第1、事案の概要でございます。本件は、所沢市において、市民税課に在籍していた職員Aが、市・県民税額や保育料の負担軽減を目的として、令和5年1月以降、戸籍謄本等の公用申請、住基ネット及び統合宛名システムを不正に利用し、親族14人の個人番号を含む個人情報を不正に取得し、当該親族を、元職員A又はその配偶者の扶養親族として修正申告をすることで、市・県民税の還付・減額を受けたほか、市民税課税額を基に算出される保育料の減額を受けたことが発覚したという事案でございます。

この件に関し、以下のとおり、所沢市における個人番号を含む保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に不備が認められたものでございます。

つづいて、第2、事実関係でございます。まず、1では、所沢市における運用について御説明申し上げます。

元職員Aが在籍していた市民税課における戸籍謄本等の公用申請、住基ネット及び統合宛名システムの利用に係る運用については、以下のとおりでございました。

まず、(1)戸籍謄本等の公用申請です。市民税課では、市・県民税の税額決定通知書等の送付書類が住民の死亡により返戻された場合などにおいて、相続人調査を行う場合があります。この相続人調査では、関係法令に基づき、本籍地へ戸籍謄本等の請求、これを公用申請と言います、この公用申請を行う場合があります。公用申請を行う場合、市民税課職員は、公用申請請求書を作成・印刷して、文書番号を取得し、市民税課専用の市長印、これを公印と言います、この公印を押印し、本籍地に送付します。

戸籍謄本等は、本籍地から所沢市役所に郵送された後、当該職員に直接手渡しされ、職員は、受領した戸籍謄本等を、指定された場所に保管する。これが一般的な運用でございます。

つづいて、(2)住基ネットの利用についてです。住基ネットは、氏名、住所、生年月日及び性別を基に個人番号を検索する、個人番号を基に現住所を検索するといった機能を有し、市民税課職員は、現住所が必要になった場合に、住基ネットを利用する場合があります。

住基ネットは、市民課が管理しております。市民課以外の職員が利用できる住基ネット

端末については、市民課に設置してある1台のみでございます。これを専用端末と言います。市民課以外の職員は、所定の手続を経て、管理簿に必要事項を記入することで専用端末で住基ネットを利用できます。

つぎに、(3) 統合宛名システムの利用についてです。統合宛名システムは、個人番号を基に、特定の人物の扶養加入状況、所得等を他の市町村に対して照会するといった機能を有し、市民税課職員は、課税調査等において、統合宛名システムを利用する場合があります。

統合宛名システムは、デジタル戦略課が管理しております。デジタル戦略課以外の職員は、所定の手続を経て、各自に配付されている業務用端末のブラウザから、統合宛名システムを利用できます。

つづいて、発生原因についてです。

まず、(1) 戸籍謄本等の公用申請の不正利用について、の発生原因でございます。公用申請は、市民税課において行われておりますところ、市民税課においては以下の事実が認められました。

まず1点目、市民税課では、請求書の発送前に文書番号を取得するという事になっておりましたが、同一日に複数の自治体へ請求書を送付する場合等には、発送日を基準に文書番号を一つ取得して、まとめて発送するということが認められておりました。

2点目、市民税課では、請求書に公印を押印し、送付するという運用でしたが、この公印は、日常的に課長席の横に置かれて自由に使える状態にあり、勤務時間中であれば誰でも、特段の許可なく公印を押印できるという状態にありました。

3点目、市民税課では、請求書の控えを保管することや、送付済みの請求書について文書番号や送付先を記録するという事をしておらず、事後的に、誰が、どの請求書を、どこに送付したか等を確認できる状態にはありませんでした。

4点目、戸籍謄本等は、本籍地から所沢市役所に郵送された後、申請した職員に直接手渡しされ、受領後に収受番号を付番する等はしておらず、職員が、受領した戸籍謄本等を手元に保管していたとしても、それに気付ける状態にはありませんでした。

これらにより、所沢市においては、元職員Aが戸籍謄本等の公用申請を容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、この状態が、令和6年11月の本件発覚時も継続していたというものでございます。

つづいて、(2) 住基ネットの不正利用についてです。住基ネットは、市民課が管理しておりますところ、市民課については以下の事実が認められました。1点です。

市民課では、市民課以外の職員が専用端末で住基ネットを利用する際は、管理簿に必要事項を記入した上で使用するという事にしておりました。また、専用端末のログでは、操作者、時間、検索項目等が記録されておりました。しかし、市民課では、平成14年8月に住基ネットの稼働が開始してから一度も、当該ログの確認や、当該ログと管理簿の突合等が行われておりませんでした。

これにより、所沢市においては、元職員Aが住基ネットを容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、この状態が、令和6年11月の本件発覚時も継続していたというものでございます。

つづいて、(3) 統合宛名システムの不正利用についてです。統合宛名システムは、デジタル戦略課が管理しておりますところ、デジタル戦略課においては以下の事実が認められました。1点でございます。

統合宛名システムのログでは、検索条件、検索に対する応答の有無、時間等が記録されておりました。しかし、デジタル戦略課では、平成29年11月に統合宛名システムの稼働が開始してから一度も、当該ログの確認は行っておりませんでした。

これにより、所沢市においては、元職員Aが統合宛名システムを容易に不正利用することが可能な状態にあり、また、この状態が、令和6年11月の本件発覚時も継続していたというものでございます。

以上を踏まえた法律上の問題点の検討について、まず、第3が個人情報保護法上の問題点でございます。

1、安全管理措置についてでございます。(1)では第1段落で個人情報保護法の条文、第2段落で事務対応ガイドの記載を引用してございます。ここでは、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況(取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む)などに起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない、と記載されてございます。

(2)を御覧いただければと思います。所沢市では、多数の住民の個人情報を取り扱っているだけでなく、住基ネットや統合宛名システムによって、日本全国の国民の現住所、本籍地、扶養加入状況、所得等を横断的に検索することが可能です。このような所沢市が行っている業務の性質、取り扱う保有個人情報の性質等に起因するリスクに鑑みて、所沢市は、職員による公用申請、住基ネット及び統合宛名システムの利用について、必要かつ適切な内容の安全管理措置を講ずる必要があるところ、所沢市における保有個人情報の取扱いについては、以下の問題点が認められます。

まず、2、保有個人情報の取扱状況の記録についてでございます。

(1)では事務対応ガイドの記載を引用してございます。2行目右側辺り、「台帳等を整理して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。」と規定されてございます。

(2)この点、前記第2の2(1)を踏まえますと、所沢市における保有個人情報の取扱状況の記録については不備があったものと認められると考えてございます。

つづいて、3、アクセス記録についてです。(1)では事務対応ガイドの記載を引用してございまして、上から4行目にありますとおり、ここでは「アクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。」と規定しております。

(2)この点、所沢市においては、前記第2の2(2)及び(3)を踏まえますと、所

沢市におけるアクセス記録に関する措置についても、不備があったものと認められるものと考えてございます。

つづいて、4、監査及び点検の実施についてでございます。

(1) では事務対応ガイドの記載を引用してございまして、ここでは、概要、保有個人情報の取扱状況の記録、アクセス記録を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査及び点検を行うという旨が記載されてございます。

(2) からでございます。所沢市においては、前記のとおり、戸籍謄本等の公用申請について保有個人情報の取扱状況を記録するための措置を実施していなかったというだけでなく、住基ネット及び統合宛名システムの利用に関するアクセス記録に関する措置も不十分でありまして、このような状況が、本件が発覚する令和6年11月頃まで継続していたというものでございます。これらの事情を踏まえますと、監査・点検についても十分ではなかったと言えるものと考えてございます。

つづいて、5、個人情報保護法に基づく報告についてです。所沢市は、個人情報保護法に基づく報告について著しく遅滞をして提出しておりますので、この点について不備が認められるものと考えてございます。

第4では、番号法上の問題点について検討をしております。

1、安全管理措置では、安全管理措置の条文を引用してございます。

2、組織的安全管理措置の(1)取扱規程等に基づく運用についてでございます。

アでは、番号法ガイドラインの記載を引用してございまして、上から4行目右側辺りでは、「特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する」と規定してございます。

イ、この点、所沢市においては、前記第2の2(2)を踏まえますと、取扱規程等に基づく運用に関する措置について不備が認められるものと考えてございます。

(2)番号法に基づく報告についてです。所沢市は、番号法に基づく漏えい等報告についても著しく遅滞をして提出をしておりますので、この点についても不備が認められるものと考えてございます。

以上を踏まえた対応方針について、第5でございます。

指導についてです。所沢市に対しては、個人情報保護法第157条及び番号法第33条の規定により、指導を行うこととしたいと考えてございます。それだけでなく、所沢市に対しては、資料の提出等の要求及び報告等の求めを行いたいと考えてございます。

3、本事案の公表についてでございます。地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、地方公共団体における保有個人情報の取扱いが適切に行われ、これに対する国民の信頼が維持されることは極めて重要であると考えてございます。

そして、所沢市における問題点は、所沢市の人口約34万人に限らず、広く日本国民の個人情報に不正・不適切に利用される可能性をはらむものでありまして、多数の国民が影響を受け得る事案でございます。くわえて、不正に利用された個人情報には、扶養加入状況や所得といった、一般的に他人に知られたくないようなセンシティブな情報も含まれていましたのでございます。

さらに、本件によって問題点が認められたのは、公用申請、住基ネット及び統合宛名システムという、地方公共団体が相互に国民に関する情報交換を実現するための仕組みでありまして、同様の問題点は、所沢市以外の地方公共団体に存在する可能性も相応に考えられるところです。本件を公表することによって他の地方公共団体に対して注意を促すという意義があるものと考えてございます。

したがって、本件に関しましては、資料1の公表資料の範囲で公表することとしたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。本件は、地方公共団体の機関の職員が職権を濫用してマイナンバーの収集を行うという、一般市民のマイナンバー制度への信頼を著しく損ねた事案であって、大変遺憾に思っております。

御説明いただいた指導の内容、それから他の団体への注意喚起も必要なことから、公表するということにつきまして賛同いたします。

その上で、2点意見を申し述べたいと思っております。

1点目ですが、本事案において個人情報保護法及び番号法上の漏えい等報告が著しく遅れたことは、大変大きな問題であると考えております。事案が生じた場合には、所管官庁である当委員会としても迅速に状況を把握し、原因を究明する必要があることから、直ちに当委員会に報告すべきであることを、他の団体等にも研修等を通じて周知していただきたいと思っております。これが1点目です。

2点目ですが、今回の事案から得られた教訓を、是非今後の立入検査及び実地調査に生かしていただきたいということでございます。厳格に取り扱われるべきマイナンバー利用事務が予定されたとおりに行われておらず、機微な情報がワンオペで入手できる環境などがあいまって本事案が発生したものと理解しております。公表資料の最後のほうに、同様の問題点が他の団体にも存在する可能性について言及していますが、今回の事案を参考に、今後の立入検査、実地調査において、ログの分析のみならず担当課以外の職員のイレギュラーな端末使用等に対する管理状況についてヒアリングをしていただくなど、教訓を生かしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

今の御意見については特にいいですか。

どうぞ。

○澤田参事官 2点目の立入検査、実地調査の件でありますけれども、今後の立入検査、実地調査につきましては、今般所沢市で発生しました事案と同様の事態が他の地方公共団体に発生することも想定されますので、限られたリソースの中でありまして、担当課以外の職員による端末使用等の管理に関する対応状況のヒアリングを含めて、具体的にどのような対応が可能か検討していきたいと考えております。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○宍戸委員 御説明ありがとうございます。

私も清水委員と同じく今回の指導及び公表に賛同いたします。

その上で、これも清水委員の御指摘に賛成でございますけれども、今後の検査等に生かしていただきたいということに加えまして、今回問題になりました戸籍事務を所管される法務省をはじめマイナンバー法を所管される諸機関、あるいはJ-LISも含めてということになろうと思っておりますけれども、関連機関ともよくこうした事態について情報共有、連携を取っていただき、再発防止について取組を強化していただければと思っております。

私からは以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○藤井委員 ありがとうございます。

私も両委員と同じく、公表し、今後二度とこのようなことが起きないようにしていくことは大事なことだと思います。その上でなぜこんな管理ができていないのか、委員会がガバナンスとしてきちっとガイドラインに定めているにもかかわらず、なぜできていないのかというところの深掘りが恐らく全くできていない、言い換えれば真因追及ができていないので、再発防止策が出てきたとしても、実効性・組織の中の自浄作用、更に継続性のあるものになるのか、私は疑問に思っております。

ですから、再発防止策がきちっと真因に基づいてされているのかというところの見届けが必ずいると思いますので、よろしく願いいたします。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては

所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページに公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「委員長代理の決定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。